

多面的機能支払交付金の概要

～施策の評価に向けて～

農林水産省農村振興局 整備部 農地資源課
多面的機能支払推進室 調整係長 飯野 師

目 次

多面的機能支払交付金予算について	1
多面的機能支払交付金制度の概要	3
多面的機能支払交付金の実施状況	4
多面的機能支払交付金の効果と評価	8
食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会 中間取りまとめ等について	10
第Ⅱ期「施策の評価」の進め方	16
多面的機能支払交付金の事業実施期間の終了を迎える組織における対応	30
多面的機能支払交付金活動と持続可能な開発目標（SDGs）との関わりについて	33

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和5年度予算額 48,652 (48,702) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上 [令和7年度まで]）
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上（6割以上 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

- 農地維持支払**
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- 資源向上支払**
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,652) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外来種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目		都府県	北海道	
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400	320
		畑	240	80
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	草地	40	20
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400	320

項目	都府県	北海道	交付金（定額）
広域化への支援	3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
	200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
	1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

1 多面的機能支払交付金の概要 ～交付単価・交付の流れ～

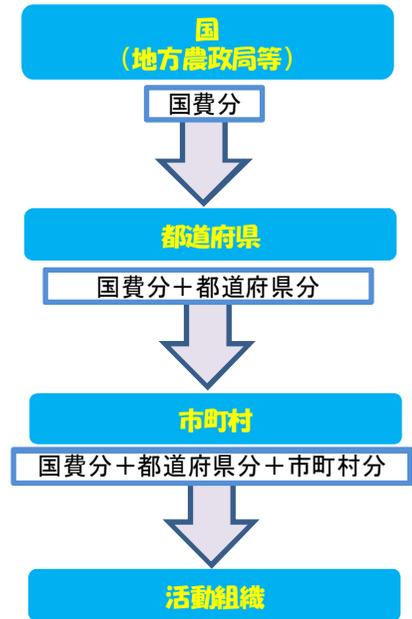
- 国・地方・農業者等に利益が及ぶものであることから、国・地方・農業者等が同等の役割分担をすることとし（国：地方：農業者等＝1：1：1）、国と地方を合わせた交付単価を設定。
- 都道府県と市町村の負担に対して、普通交付税と特別交付税を組み合わせた交付税措置により、地方負担を軽減。

交付単価（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1、2、3 〔地域資源の質的向上を 図る共同活動〕	③資源向上支払 ※4、5、6 〔施設の長寿命化のため の活動〕	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1、2、3 〔地域資源の質的向上を 図る共同活動〕	③資源向上支払 ※4、5、6 〔施設の長寿命化のため の活動〕
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

- ※1：農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区は、②の単価に0.75を乗じた額になります。
- ※2：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本になります。
- ※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。
- ※4：水路や農道などの施設の補修や更新を実施します
- ※5：本単価は交付上限額になります。
なお、広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。
- ※6：広域活動組織の規模を満たさない場合、③の交付上限額は、保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額と上記単価に対象農用地面積を乗じた額の小さい額となります。

交付ルート



加算措置

【多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援】

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

【水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援】

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320

【活動の広域化・体制強化への支援】

都府県	北海道	交付金(定額)
3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

【農村協働力の深化に向けた活動への支援】

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

地方交付税措置

多面的機能支払交付金に係る地方公共団体の負担について、普通交付税で6割を算定し、残余について市町村：6割、都道府県：4割を特別交付税で措置。

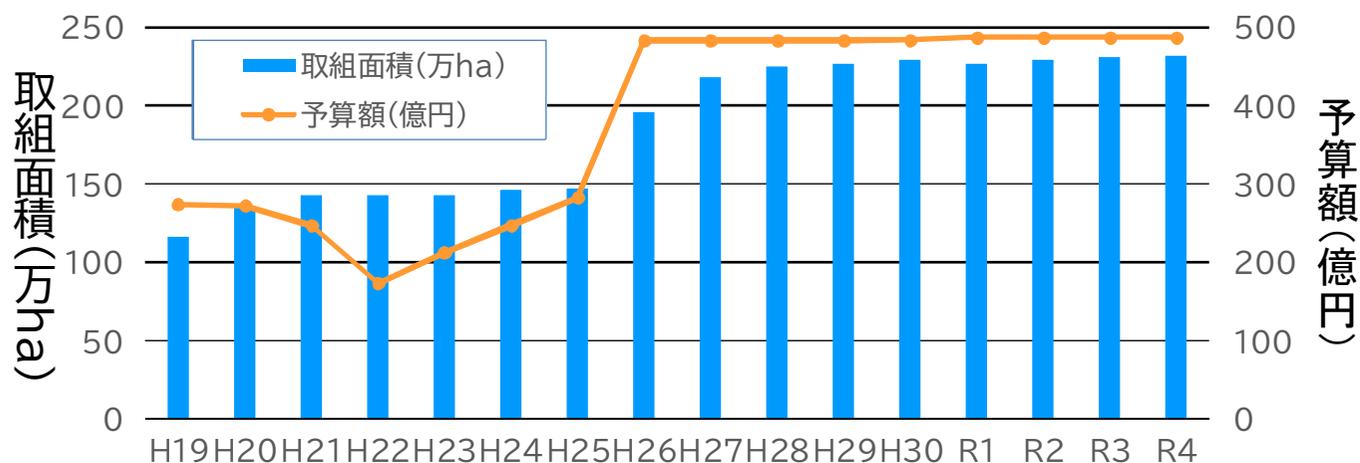
2 多面的機能支払交付金の実施状況

(1) 予算額、取組面積

- 農地・水保管理支払交付金は、平成19年度に創設され、平成26年度からは多面的機能支払交付金として実施。
- 令和4年度は、約2万6千の組織、約232万haの農用地を対象とした活動を支援(加^レ率56%、平成25年度比約1.6倍)。

○予算額（国費）、実施面積の推移

年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
農地・水保管理支払交付金	予算額(億円) ^{※1}	273	272	247	173	212	247	282	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	取組面積(万ha) (共同活動)	116	136	143	143	143	146	147	-	-	-	-	-	-	-	-	-
多面的機能支払交付金	予算額(億円) ^{※1}	-	-	-	-	-	-	-	483	483	483	483	484	487	487	487	487
	取組面積(万ha) (農地維持支払)	-	-	-	-	-	-	-	196	218	225	227	229	227	229	231	232



○対象市町村数、対象組織数 (農地維持支払)

	令和4年度
対象市町村数	1,445
対象組織数	25,967

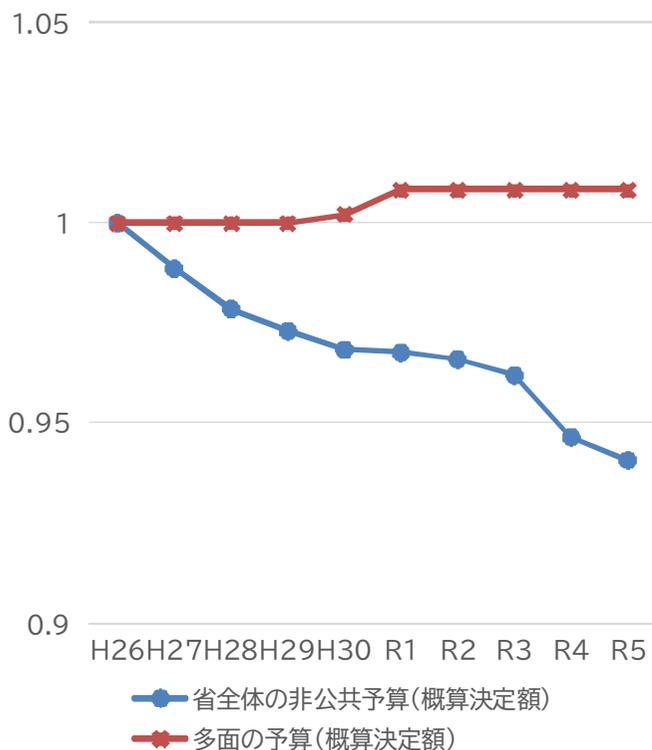
資料: 令和4年度実施状況報告書

※1 H25までは共同活動支援交付金+向上活動支援交付金+推進交付金
H26からは、農地維持支払交付金+資源向上支払交付金+推進交付金

(参考) 多面的機能支払交付金予算について

- 農林水産省非公共予算が減少傾向の中、多面的機能支払交付金は一定水準を維持。
- 一方、財政制度等審議会の資料では「保健休養・やすらぎ効果を除く多面的機能の効果は、多面的機能交付金の予算額を下回っていることが課題」との指摘。

予算の推移(対H26比)



【参考】農地維持による多面的機能の効果に関する試算

資料V-3-6

「多面的機能の維持・発揮に係る本(多面的機能支払)交付金の取組による効果の試算について」(令和4年3月16日 農林水産省資料)

評価の視点	機能の種類	試算(参考値)	試算方法
地域資源の適切な安全管理	本文付金による遊休農地の発生防止面積及び効果の試算	約18~43億円/年	遊休農地の発生防止面積を遊休農地の回復に要する費用により評価して試算
	遊休農地の発生を防止したことによる土壌浸食防止効果の試算	約2~5億円/年	農地の耕作により抑止されている推定土壌浸食量を砂防ダムの建設費により評価して試算
	遊休農地の発生を防止したことによる土砂崩壊防止効果の試算	約3~7億円/年	水田の耕作により抑制されている土砂崩壊の推定発生件数を平均被害額により評価して試算
	遊休農地の発生を防止したことによる河川流況安定効果の試算	約81~160億円/年	水田の湛遊用水を河川に安定的に還元する能力を利水ダムの減価償却費及び年間維持費により評価して試算
自然災害の防災・減災・復旧	遊休農地の発生を防止したことによる地下水かん養効果の試算	約5~13億円/年	水田の地下水涵養量を利水ダムの減価償却費及び年間維持費により評価して試算
	水田の貯留機能向上活動による洪水防止効果の試算	約130億円/年	水田の大雨水における貯水能力を、治水ダムの減価償却費及び年間維持費により試算
農村環境の保全・向上	遊休農地の発生を防止したことによる気候緩和効果の試算	約0.02~0.03億円/年	水田には夏場の気温を抑える冷房機能があるため、夏場の農村部と都市部の温度差から冷房料金節減額等を求めて試算
	農村環境が保全されたことによる保健休養・やすらぎ効果の試算	約1兆7,000億円/年	都市住民が農山村に費やす費用を訪問によって農村から得る効果と一致するとみなして試算

● 洪水や土砂災害の防止などの効果：計239億円~358億円/年

※ 下記の「保健休養・やすらぎ効果」を除くと、多面的機能支払交付金(R5年度：487億円)の予算額を下回る。
 ※ 化学肥料・農薬による水質・土壌汚染といった環境負荷等のマイナス効果が考慮されていない。

● 環境保全による保健休養・やすらぎ効果：1兆7,000億円/年

※ 多面的機能の効果全体のうち大宗(約98%)は、この「保健休養・やすらぎ効果」が占める。
 ※ 下記試算の詳細のとおり、全旅行者数の約1/4がレクリエーション目的での農村地域への旅行と試算されている。

A. 宿泊を伴う旅行
 ①レクリエーション目的の延べ旅行者数(宿泊) = **17,173万人**
 ②農村地域への旅行者の割合 = 農村地域への旅行者数(農泊) ÷ 総人口 = 68,343千人 ÷ 125,200千人 = **0.55**
 ③農泊のうちレクリエーション目的の割合 = **0.49**
 ④1人1回当たりの消費額(宿泊)(レクリエーション目的) = 約**60,995円/年**
 ⑤交付金による農村環境保全率 = 直接支払の認定農用地面積 ÷ 全国の耕地面積 = 2,042千ha / 4,372千ha = **0.467**

B. 日帰り旅行
 ①レクリエーション目的の延べ旅行者数(日帰) = **19,635万人**
 ④1人1回当たりの消費額(日帰)(レクリエーション目的) = 約**16,870円/年**
 ②、③、⑤同上

保健休養・やすらぎ効果 = (①×②×③×④) × ⑤
 = (A : 28,229億円 + B : 8,295億円) × 0.467
 ≈ **約1兆7,000億円/年**

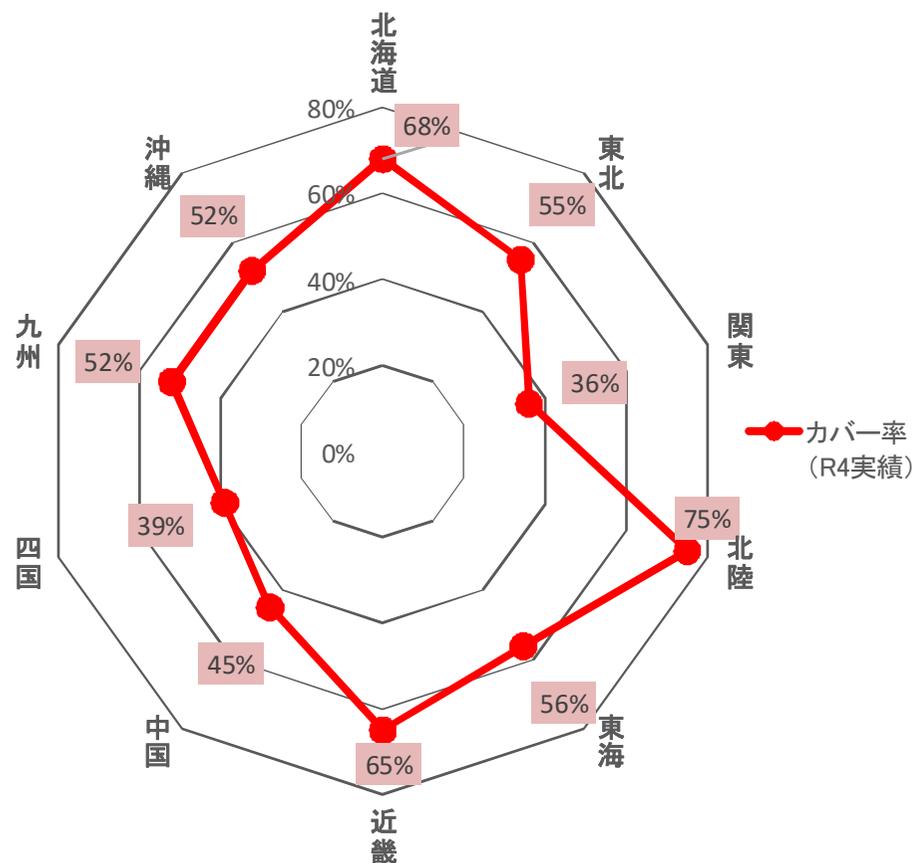
試算額の合計：1兆7,239億円~1兆7,358億円/年

出典：「歴史的転機における財政」(参考資料)[令和5年5月29日財政制度等審議会]

(2) 地域ブロック別及び地目別の実施状況

- 令和4年度の地域ブロック別実施状況を見ると、農用地面積に対する認定農用地面積の比率（カバー率）は、北陸が75%で最も高く、次いで北海道68%、近畿65%となっている。
- 令和4年度の農地維持支払の地目別認定農用地面積を見ると、
 - ・ 認定農用地面積約232万haの内訳は、田が約145万ha、畑が約55万ha、草地在約31万haとなっている。
 - ・ カバー率は、田が66%、畑が46%、草地在44%となっている。

①地域ブロック別の実施状況（令和4年度実績）



②地目別認定農用地面積とカバー率（令和4年度実績）

	認定農用地面積 ※1 (ha)	農用地面積 ※2 (千ha)	カバー率
	A	B	A/B
全体	2,318,161	4,131.5	56%
田	1,454,030	2,215.2	66%
畑	551,704	1,211.6	46%
草地	312,427	704.7	44%

※1: 認定農用地面積は、対象組織が事業計画に位置付けて活動を実施する農用地の面積。
 ※2: 農用地面積は、「令和3年の農用地区域内の農地面積」に「農用地区域内の採草放牧地面積」(農村振興局調べ)を加えた面積。

(3) 活動組織の構成・規模

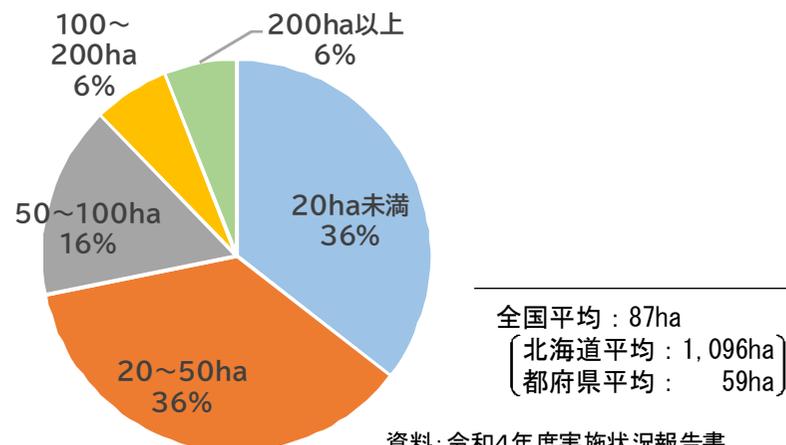
○ 全国の対象組織（農地維持支払）には、農業者・非農業者合わせて231万人・団体が参画しており、このうち非農業者は80万1千人・団体で全体の約3割以上。対象組織に参画する団体は自治会、子ども会、女性会等多様な主体により構成（令和4年度）。

○対象組織の構成員数

個人		団体	
農業者	非農業者	農業関係 〔農事組合法人、 営農組合等〕	その他 〔自治会、子供会、 女性会等〕
148万人	70万6千人	3万団体	9万5千団体
合計 231万人・団体			

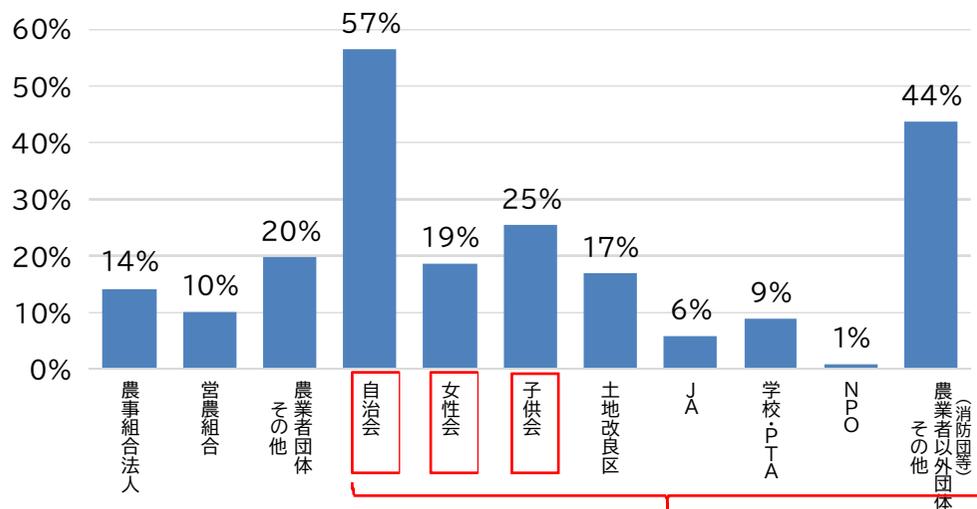
資料：令和4年度実施状況報告書より作成

○対象組織の活動面積の規模



資料：令和4年度実施状況報告書

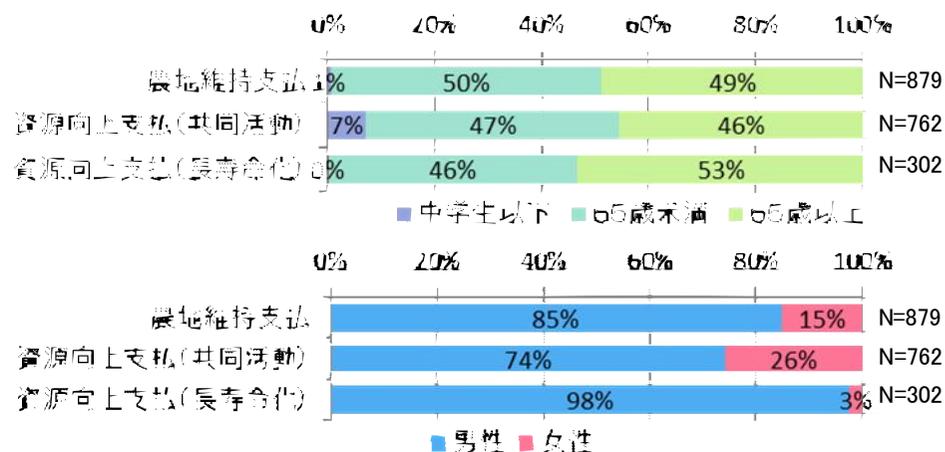
○対象組織への各団体の参画割合



資料：令和4年度実施状況報告書より作成

非農業者

○活動組織の年齢及び男女構成比率



資料：平成27年度アンケート結果（1,000組織に実施）

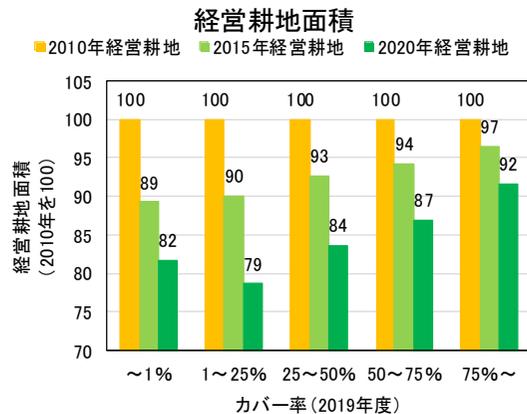
3 多面的機能支払交付金の効果と評価

○持続可能性向上の観点から、本交付金の効果について「資源と環境」「社会」「経済」の3つの項目に整理し、評価したところ、本交付金の取組が各項目に寄与していることが確認され、農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押ししているとの結果。（令和4年10月中間評価）

○資源と環境：地域資源の適切な保全管理

本交付金のカバー率が高い市町村では経営耕地面積の減少率が小さい傾向。

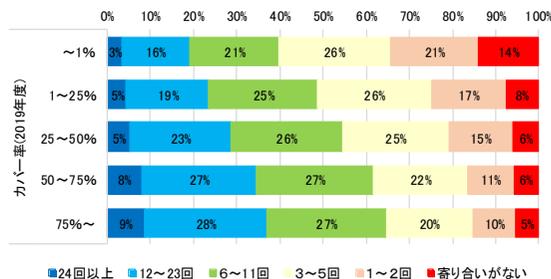
経営耕地面積と市町村単位の多面的機能支払のカバー率との関係



○社会：農村のコミュニティの維持・強化への貢献

本交付金のカバー率が高い市町村では、寄り合いの開催回数が多い集落の割合が高い傾向。

寄り合いの開催状況と市町村単位の多面的機能支払のカバー率との関係

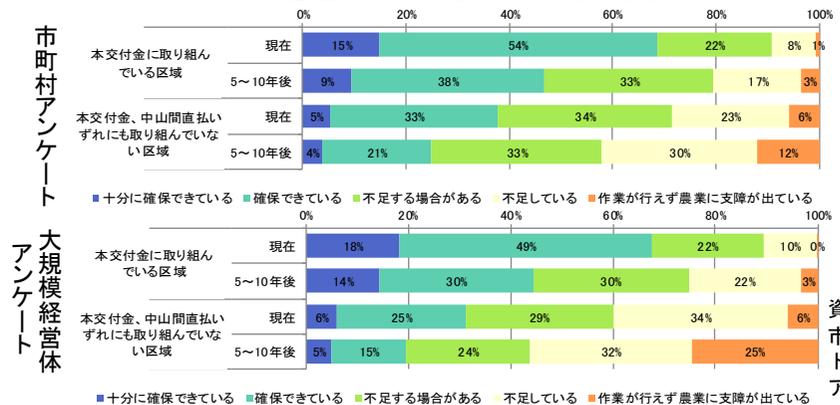


※ 各カバー率の範囲に該当する市町村の平均値を示したものを。

○資源と環境：農業用施設の機能維持・増進

水路や農道の草刈り等の保全管理作業への参加者の確保状況は、本交付金に取り組んでいる区域では、確保できている割合が高い。

保全管理作業への参加者の確保状況

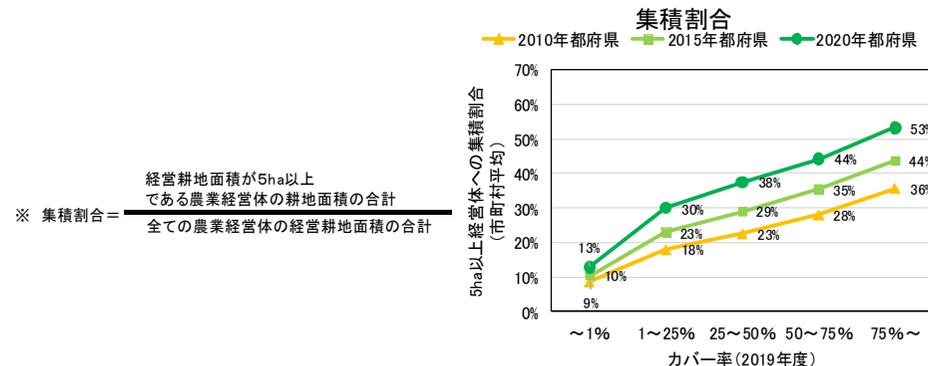


資料：令和3年度市町村アンケート、大規模経営体アンケート

○経済：構造改革の後押し等地域農業への貢献

本交付金のカバー率が高い市町村ほど集積割合が高い。

農地利用集積割合と市町村単位の多面的機能支払のカバー率との関係



※ 集積割合 = $\frac{\text{経営耕地面積が5ha以上である農業経営体の耕地面積の合計}}{\text{全ての農業経営体の経営耕地面積の合計}}$

(参考) 多面的機能支払交付金による構造改革の後押し

対策前

鳥獣被害

規模拡大しようとする、水管理や農道補修が大変になるなあ...

雑草の繁茂、路肩の崩壊

農道

水路のひび割れ

農地は担い手に預けて、隠居するか、息子の元へ引っ越そうか...

このまま高齢化等が進めば...

- ・水路や農道等の保全・補修に係る担い手の負担が増大
- ・農地を預けた人の中には地域を離れる人も

対策後

規模拡大しても水路、農道はみんなが守ってくれるのでありがたいなあ。預かった農地でしっかり稼ごぞ!

みんなで6次産業化に取り組むぞ!

農地は担い手に預けたけど、水路や農道はみんなで守ろう!

水路や農道等を保全・補修する地域の共同活動を支援

- ・担い手の負担が減り、安心して規模拡大に取り組める
- ・担い手への農地集積という構造改革を後押し

多面的機能支払の導入

主食用米の作付や生産調整の達成とリンクしない新たな支払(デカップリング)は、経営判断をゆがめることがなく、選択の幅を広げる

農業の多面的機能は、これまで集落の人々が無償で水路、農道を守ることにより維持

高齢化、人口減少により集落活動が低迷

都市では、道路や水路の管理費用は自治体が負担



水路の泥上げ



道普請

- 多面的機能を維持・発揮
- 担い手を支える集落共同活動や担い手以外の人達を含めて6次産業化、都市との交流で地域が活性化

農産物の加工・販売



食料・農業・農村政策審議会
基本法検証部会

中間取りまとめ等について

1 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会 中間とりまとめ（令和5年5月29日）

- 2022年9月29日、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に対して、「食料、農業及び農村に係る基本的な政策の検証及び評価並びにこれらの政策の必要な見直しに関する基本的事項に関することについて、貴審議会の意見を求める。」と諮問。
- 現行基本法制定後の約20年間における農業構造の変遷や国際的な議論の進展等の情勢の変化、それを踏まえた政策の検証や今後20年程度を見据えた課題の整理、さらに、これらを踏まえて見直すべき基本理念や基本的な施策の方向性について、集中的に議論、2023年5月29日中間とりまとめ。

中間とりまとめ（抜粋）

第1部 食料・農業・農村施策全般

4 食料・農業・農村基本法制定後の情勢の変化と今後20年を見据えた課題

(7) 農村における地域コミュニティの維持や農業インフラの機能確保

現行基本法は、農業者の所得向上とともに、都市より立ち遅れている農村の生活環境面の整備もあわせて推進していくことにより、農業者以外も含めた住民が農村に居住し、農業生産活動が継続的に行われていくという考えであった。しかしながら、農村の人口は今後急速に減少し、集落機能が維持できない地域も出てくることが見込まれており、これまで集落による共同活動により支えられてきた農業生産活動の継続性が懸念される状況となっている。

このため、地方自治体間の連携の促進、農業以外の産業との連携の強化、農村における生活利便性の向上等により、都市から農村への移住、都市と農村の二地域居住、地域内でのビジネスにおけるイノベーションの創造等によって農村と関係を持つ、いわゆる関係人口の増加により、農村コミュニティの集約的な維持を図っていくことが重要である。

一方、都市からの移住等は、農村の人口減少を完全に充足できるわけではなく、農村の人口減少は避けられない。各地域は、それぞれが置かれている状況等を踏まえ、地域の農業をどういう形でどう維持するのかを考える必要がある。その際、特に農村に一定の住民がいることを前提にこれまで地域で支えてきた末端の用排水路、農道等の農業インフラの保全管理等にどう対応するかを考える必要がある。

5 基本理念の見直しの方向

(4) 農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保

地方自治体間の連携の促進、農業以外の産業との連携の強化、農村における生活利便性の向上等を通じて、都市から農村への移住、都市と農村の二地域居住、地域内でのビジネスにおけるイノベーションの創造等によって農村と関係を持つ、いわゆる関係人口の増加を実現することにより、地域のコミュニティ機能を集約的に維持する。また、農村人口の減少により集落機能の低下が懸念される地域においても農業生産活動が維持されるよう、用排水路等の生産基盤の適切な維持管理を図る。

1 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会 中間とりまとめ（令和5年5月29日）

第2部 分野別の主要施策

3 農村分野

(2) 食料・農業・農村基本法制定後の情勢の変化と今後20年を見据えた課題

③ 集落の共同活動、末端の農業インフラの保全管理の困難化

末端の用排水路や農道等は、農業生産の基盤であるとともに、雨水排水や交通等生活の基盤ともなっており、その泥上げや草刈り等の保全管理作業については、農業者だけでなく農業者の地縁・血縁者を中心とした非農業者を含む地域住民が共同活動により担ってきた。

農村の人口減少に伴い、集落内の戸数・人口が減少し、集落の小規模化も進展している。集落が小規模化すると、農業用排水路や農地の保全、伝統的な祭・文化・芸能の保存等の集落活動の実施率が低下するという研究結果もあるが、2050年には「人口9人以下」の小規模集落が全集落の1割を超え、特に、山間農業地域では3割を超えることが見込まれている。このように集落規模の縮小が進む中、2050年には、人口9人以下になると想定される集落に存在する農地面積は約30万ha、その予備軍となり得る高齢化率50%以上の集落に存在する農地面積は約70万haに達すると推測されている。これらの農地を有する集落では、共同活動の実施率は更に低下し、農業生産や農村生活に大きな影響を与えることが懸念される。

このため、農村人口の減少によって、これまで集落による共同活動により保全管理していた末端の用排水路や農道等の農業インフラ機能の維持が困難となる問題は、食料安全保障に関わる深刻な課題となる。

今後も人口減少・高齢化が農村を中心に進行する状況において、地域の農業の持続性を確保していくためには、効率的かつ安定的な農業経営体とともに、兼業農家、自給的農家、農業者の地縁・血縁者等も含めた伝統的な地域コミュニティによる共同活動を、可能な範囲で継続していくことが重要である。

また、人口減少により、従来の地域コミュニティによる共同活動が困難となる地域では、他地域から移住し、農業生産活動に取り組みつつ、農業以外の事業にも取り組む者、地域資源の保全・活用や地域コミュニティの維持に資する取組を行う者等、多様な形で農に関わる者を確保することも必要である。

特に、末端の農業インフラの保全管理を持続的にに行い得るか否かは、食料の安定供給に関わる問題であり、食料安全保障上のリスクである。また、その地域で営農を継続する農業者の経営にも直結する問題でもあることから、農業者の減少、農地所有者（土地持ち非農家）の不在村化や代替わりが進行し、これまでの共同活動が困難となるなどのリスクを踏まえ、各地域において管理の在り方を明確にしつつ、農業インフラの保全管理コストの低減を図るなどして、その機能を維持していく必要がある。

(3) 農村施策の見直しの方向

① 人口減少下における末端の農業インフラの保全管理

末端の用排水路、農道等については、草刈りや泥上げ等の共同活動を通じた保全管理を継続するため、集落内の非農業者・非農業団体の参画促進等を引き続き実施することが重要である。

一方、農業生産を継続する意向があるものの、集落の小規模化に伴い、集落内で末端施設の保全管理を担う人員を確保することが困難となり、農業生産自体の継続が困難となる地域が増加していくことが懸念される。このため、このような地域では、市町村の関与の下、農地の農業上の利用や粗放的管理、林地化といった最適な土地利用の姿を明確にした上で、開水路の管路化、畦畔の拡幅、法面の被覆等による作業の省力化やICT導入やDXの取組等による作業の効率化、施設の集約・再編を推進する。あわせて、集落間の連携、共同活動への非農業者・非農業団体の参画促進、土地改良区による作業確保等、継続的な保全管理に向けた施策を講ずる。

現行基本法制定後の約20年間における情勢の変化

- **国際的な食料需要の増加と食料生産・供給の不安定化**
 - ・ 世界人口：約60億人(1999年)→80億人を突破(2022年)
 - ・ 異常気象の頻発に起因する生産の不安定化、穀物価格の高騰
- **食料・農業をめぐる国際的な議論の進展**
 - ・ 食料安全保障に関する国際的な議論：
「全ての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能」(FAO食料サミットにおける定義)
 - ・ SDGs(持続可能な開発目標)(2015年)等、環境や人権等の持続可能性に配慮した農業・食品産業に関する議論の進展
- **国際的な経済力の変化と我が国の経済的地位の低下**
 - ・ 我が国GDP：世界2位(1999年)→世界3位(2020年)
1人当たりGDP：世界9位(1999年)→世界13位(2020年)
 - ・ 輸入国としての影響力の低下：
純輸入額1位 1998年日本(40%)→2021年中国(29%)
 - ・ 経済的理由による食品アクセスの問題(低所得者層の増加)
 - ・ 価格形成機能の問題(20年以上にわたるデフレ下で安売りの常態化、サプライチェーン全体を通じて食品価格を上げることが敬遠する意識)
- **我が国の人口減少・高齢化に伴う国内市場の縮小**
 - ・ 我が国人口：2008年をピークに減少、高齢化率29%(2020年)
 - ・ 食料を届ける力の減退(2024年問題、トラックドライバー不足、スーパー等の閉店による買い物困難者等の増加)
 - ・ 国内の食市場の縮小
 - ・ 国際的な食市場の拡大、我が国農林水産物・食品の輸出の拡大(3,402億円(2003年)→1兆4,148億円(2022年))
- **農業者の減少と生産性を高める技術革新**
 - ・ 基幹的農業従事者：
・ 240万人(2000年)→123万人(2022年)
・ 60歳未満層が約2割(約25万人)(2022年)
 - ・ 農業法人を中心とした大規模な農業経営の増加
 - ・ スマート農業・農業DXによる生産性向上
- **農村人口の減少、集落の縮小による農業を支える力の減退**
 - ・ 都市に先駆けけた人口減少・過疎化の進展
 - ・ 集落機能を維持できない9戸以下の集落の増加

今後20年を見据えた予期される課題

- **平時における食料安全保障**
 - ・ 気候変動等による食料生産の不安定化(輸入リスク)
 - ・ 質・量的に十分な食料を確保できない国民の増加
- **国内市場の一層の縮小**
 - ・ 縮小する国内市場向け投資の減少
- **持続性に関する国際ルールの強化**
 - ・ 環境・人権に配慮しない食品の市場からの排除
- **農業従事者の急速な減少**
 - ・ 少数の経営体で食料生産を行う必要
 - ・ 雇用労働力は全産業で取り合い
- **農村人口の減少による集落機能の一層の低下**
 - ・ 自然減による農村人口の急減
 - ・ 集落の共同活動による末端インフラ管理の困難化

今後20年の変化を見据え、現行基本法の基本理念や主要施策等を見直し

1 基本理念

(1) 国民一人一人の食料安全保障の確立

国民の視点に立って、食料安全保障を、不測時に限らず「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態」と定義し、平時から食料安全保障の達成を図る。

① 食料の安定供給のための総合的な取組

国内農業生産の増大を基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も一層重視

② 全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善

買い物困難者等の解消に向けて地域の食品製造、流通、小売事業者による供給体制の整備、経済的理由により十分な食料を入手できない者を支えるフードバンク等の活動への支援等

③ 海外市場も視野に入れた産業への転換

農業・食品産業の食料供給機能の維持強化を図るために海外市場も視野に入れた産業に転換

④ 適正な価格形成に向けた仕組みの構築

消費者や実需者のニーズに応じて生産された農産物について、市場における適正な価格形成を実現し、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者等からなる持続可能な食料システムを構築

(2) 環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換

食料供給以外の、正の多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷等のマイナスの影響を最小限化する観点から、気候変動や海外の環境等の規制に対応しつつ、食料を安定的に供給できるよう、環境負荷や人権等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換を目指す。

(3) 食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保

離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定されることを踏まえ、農地バンクの活用や基盤整備の推進による農地の集積・集約化に加え、これらの農業経営の経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入を通じた生産性の向上を実現する。

(4) 農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保

都市から農村への移住、関係人口の増加により、地域のコミュニティ機能を集約的に維持する。また、人口の減少により集落機能の低下が懸念される地域においても農業生産活動が維持されるよう、用排水路等の生産基盤の適切な維持管理を図る。

2 食料に関する基本的施策

- **食料安全保障の定義を見直し、国民一人一人に食料を届けるための食料システムを構築**
- **食品アクセス**
幹線物流の効率化やラストワンマイル物流による届ける力の強化、フードバンクやこども食堂等の活動支援 等
- **適正な価格形成**
適正な価格形成に向けた食料システム全体での仕組みの構築、消費者や事業者等の理解醸成 等
- **食品産業の持続的な発展**
・原料調達が多角化、国産原料の利用促進等による持続性配慮、
・輸出拡大、事業継承の円滑化による食品産業の持続的な発展 等
- **バリューチェーンの創出、新たな需要の開拓**
ハイテクノロジーやデジタル技術等の活用による新需要の開拓 等
- **食料消費施策・食品安全**
リスク分析等を踏まえた食品安全施策、食品表示の見直し、食育の推進 等
- **輸出施策**
輸出産地の形成等による供給力向上、品目団体や海外拠点の活用による市場開拓、規格・基準の国際的なルールとの整合性 等
- **輸入施策**
安定輸入のための輸入先国への投資拡大、輸入先国との政府間・民間事業者間の枠組み作り、海外の情報収集 等
- **備蓄施策** 民間在庫や海外での保管等を総合的に考慮した備蓄
- **世界の食料安全保障強化の観点からの国際協力の推進**

4 農村に関する基本的施策

- **農村人口が減少する中で集落による農業を下支えする機能を集約的に維持**
- **末端の農業インフラの保全管理**
共同活動への非農業者の参画促進、開水路の管路化やICT導入等による作業の省力化・効率化 等
- **農村におけるビジネスの創出**
農山漁村発イノベーションの推進、移住・定住の促進、情報基盤の整備 等
- **都市と農村の交流、農的関係人口の増加**
二地域居住や農泊の推進による関係人口の増加、農村RMOの育成 等
- **多様な人材の活用による農村の機能の確保**
・農地の集積・集約化を進め、副業的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行う、
・集落内外の非農業者やNPO法人等の集落活動への参画、
・集落外からの新規参入による農地利用や集落活動への参画 等
- **中山間地域における農業の継続**
・中山間地域等直接支払の引き続きの推進、
・営農を継続できない農地は、粗放的管理や林地化 等
- **鳥獣被害の防止** 人材育成、新技術の活用、ジビエ活用 等

3 農業に関する基本的施策

- **今日的な情勢での効率的かつ安定的な農業経営の位置付け：**
〔・離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体を育成・確保し、農業従事者が減少する中で食料を安定的に供給〕
- **個人経営の経営発展の支援** 第三者も含めた円滑な継承による個人経営の経営発展 等
- **農業法人の経営基盤の強化等**
法人の経営管理能力の向上により離農の受け皿となる法人の持続的な経営を実現 等
- **多様な農業人材の位置付け**
地域の話し合いを基に、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体への農地の集積・集約化を進め、副業的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行う
- **農地の確保及び適正・有効利用** 農地の集積・集約化 等
- **需要に応じた生産** 小麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料作物、米粉用米等の生産の拡大、水田の畑地化・汎用化 等
- **農業生産基盤の維持管理の効率化・高度化**
施設の集約・再編、省エネ化、ICT活用等の推進、土地改良区の運営基盤の強化 等
- **人材の育成・確保**
雇用労働力の確保のための労働環境の整備、スマート農業や環境負荷低減に対応するための教育の充実 等
- **スマート農業等の技術や品種の開発・普及、農業・食関連産業のDXによる生産性の向上**
スマート農業技術の開発・普及、農業支援サービス事業者の育成・活用 等
- **農福連携の推進、女性の参画促進、高齢農業者の活動促進**
- **知的財産の保護・活用の推進**
GI等を活用したブランド化、専門人材の育成・確保を通じた知的財産マネジメント能力の強化、育成者権管理機関の設立及び取組推進 等
- **経営安定対策の充実** 収入保険等のセーフティネットの普及・利用促進 等
- **災害や気候変動への対応強化** 技術や品種の開発・普及による適応策の充実、防災・減災対策 等
- **生産資材の国産化の推進等** 堆肥や下水汚泥資源の利用拡大、肥料価格急騰時の影響緩和対策 等
- **動植物防疫対策の強化** 水際対策の推進、飼養衛生管理や総合防除の徹底 等

5 環境に関する基本的施策

- **環境負荷低減を行う農業を主流化することによって、生態系サービスを最大限に発揮する**
- **みどりの食料システム法に基づいた取組を基本としつつ、フードチェーン全体で環境と調和のとれた食料システムの確立を進める**
- **持続可能な農業の主流化**
・各種支援の実施に当たっては、そのことが環境負荷低減の阻害要因にならないことを前提とする
・有機農業の拡大、温室効果ガス排出削減、生物多様性の保全に配慮した農業の推進 等
- **食料供給以外での持続可能性**
農地の林地化、国産バイオマス原料に関する取組、再エネによる発電・熱利用の推進 等
- **持続可能な食品産業**
環境や人権に配慮した原材料調達、食品ロス削減、納品期限等の商慣習の見直し 等
- **消費者の環境や持続可能性への理解醸成**
生産者の努力や工夫の見える化、行動変容の促進 等

6 基本計画・食料自給率

- **平時からの食料安全保障を実現する計画に見直し。**
- **現状の把握、課題の明確化、具体的施策、その施策の有効性を示すKPIの設定。**
- **食料自給率は、国内生産と消費に関する目標の一つとし、それに加え新しい基本計画で整理される課題に適した数値目標等を設定。**

7 不測時の食料安全保障

- **不測時に関係省庁が連携して対応できるように、政府全体の意思決定を行う体制の在り方を検討する。**
- **不測時の食料の確保・配分に必要な制約を伴う義務的措置やそれに関連する財政的な措置等の必要性について検討する。**

2 食料・農業・農村政策の新たな展開方向（令和5年6月）

- 食料・農業・農村基本法制定から20年以上が経過し、基本法制定当時等は、前提となる社会情勢や今後の見通し等が変化。基本法については、こうした状況を踏まえながら、将来に向かって持続可能で強固な食料供給基盤の確立が図られるよう、見直し。
- 本とりまとめは、基本法の見直しに当たり、特に基本的施策の追加又は見直しが必要となっている事項について、政策の方向性を整理したもの。

食料・農業・農村政策の新たな展開方向（抜粋）

[令和5年6月2日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 決定]

I 基本的な考え方

③農業・農村、特に中山間地域について、急激な人口減少によって担い手を確保することが極めて困難となる中で、生産水準を維持・発展させ、地域コミュニティを維持するための政策を確立する。

II 政策の新たな展開方向

6 多面的機能の発揮

日本型直接支払については、農業・農村の人口減少等を見据えた上で、持続可能で強固な食料供給基盤の確立が図られるよう、まずは、

① 中山間地域等直接支払については、引き続き地域政策の柱として推進するとともに、農業生産活動の基盤である集落機能の再生・維持を図るため、農地保全や暮らしを支える農村RMO等の活動を促進する仕組みを検討する。

② 多面的機能支払・環境保全型農業直接支払については、

ア)草刈りや泥上げ等の集落の共同活動が困難となることに対応するため、市町村も関与して最適な土地利用の姿を明確にし、活動組織における非農業者・非農業団体の参画促進や、土地改良区による作業確保等を図る仕組みを検討する。

イ)先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。

これらとともに、地域計画を始めとする人・農地関連施策やみどりの食料システム戦略との調和などを図る。

食料・農業・農村基本法の見直しの方向（「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」）

- 国際的な食料生産の不安定化、我が国の農業従事者の減少、農業をめぐる国際的な議論の変化を踏まえ、**平時からすべての国民の食料安全保障を確保するため、食料・農業・農村基本法を見直し**。この見直しの方向性について、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」で取りまとめ。

平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立

- **食料安全保障の定義**
食料安全保障を国民一人一人がいつでも食料を容易に入手可能な状態にすることと定義し、**平時からの食料安全保障を確保**。
- **輸入リスクの軽減に向けた食料の安定供給の強化**
小麦・大豆、加工・業務用野菜、米粉用米等の**国内農業生産の増大**や**飼料、肥料等の生産資材の確保**を図るとともに、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も重視。
- **海外市場も視野に入れた産業に転換**
輸出拡大により農業・食品産業の生産基盤を確保。
- **適正な価格形成に向けた食料システムの構築**
持続可能な食料システムの構築に向けて、できる品目から、生産から加工・流通・販売までの**各段階で適正な価格形成の実現**。
- **全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善**
買い物弱者等や、経済的理由により十分な食料を入手できない者も健康な食生活が送れるよう**地域の食品事業者による供給体制を整備**。

環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換

- **環境と調和のとれた食料システムの確立**
 - ・環境負荷低減等を行う**持続的な農業を主流化**。
 - ・農業生産、加工、流通、小売を含む**食料システム全体でグリーン化**。

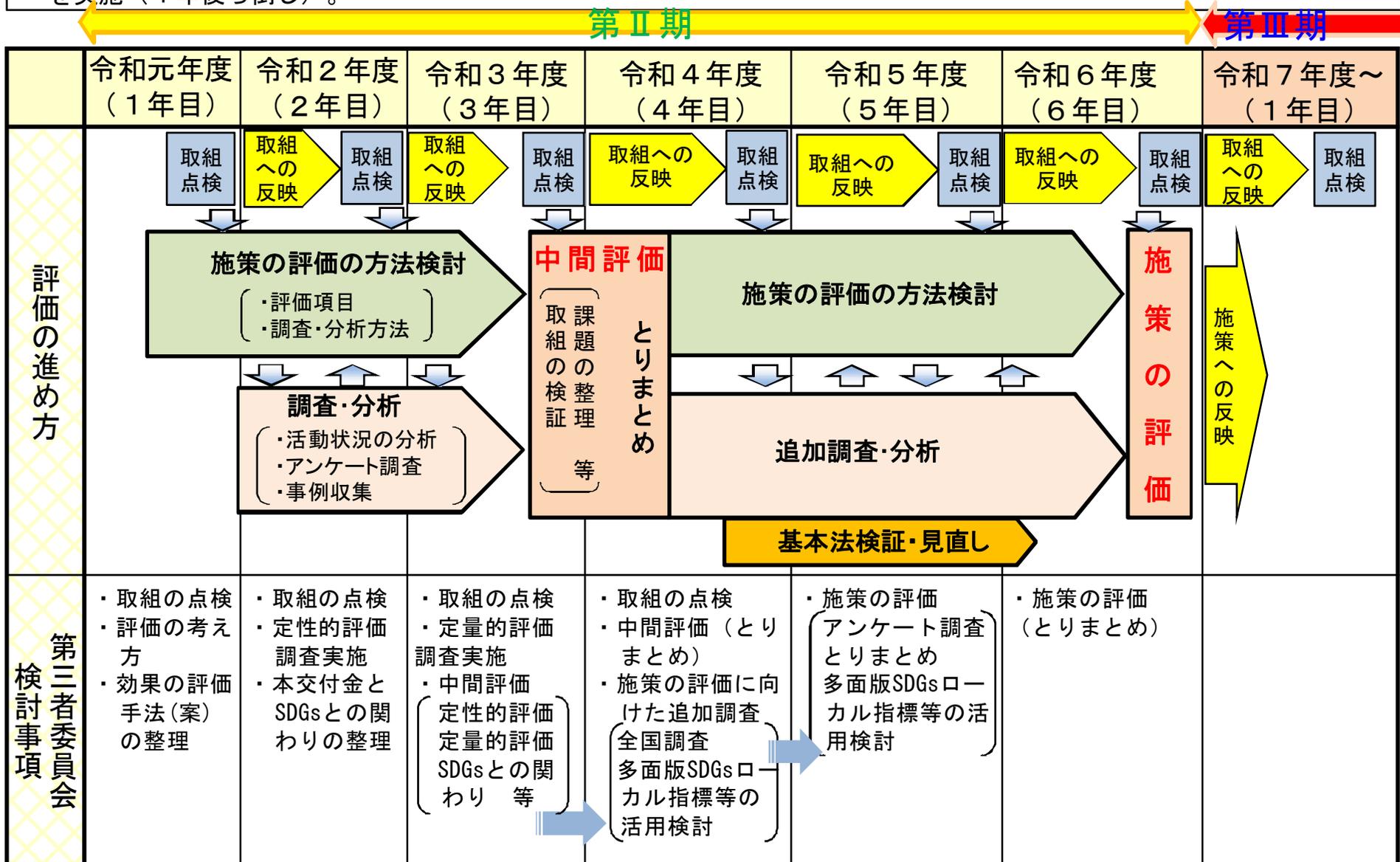
人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立

- ～**急激な農業者の減少下で食料供給を行える農業の確立**～
- **人口減少下でも生産を維持する供給基盤の確立**
 - ・農村の人口が急減する中で、離農する経営体の農地の**受け皿となる経営体等（担い手）の育成・確保**。
 - ・**農業法人等の経営基盤の強化**。
 - ・**地域の話合いを基に、担い手に加え、多様な農業人材も参加して地域の農地を保全・管理し、持続的な生産につなげる**。
- **スマート農業などによる生産性の向上**
 - ・**スマート技術の活用により生産性を向上し、食料供給を確保**。
 - ・**農業経営体を経営・技術等でサポートするサービス事業体の育成・確保**。
- **家畜伝染病・病害虫、防災・減災等への対応強化、知的財産の保護等**
- ～**農村人口減少の中での農村集落機能の維持**～
- **農村コミュニティの維持**
 - ・イノベーションによる**ビジネス創出や情報基盤整備等により都市から農村への移住、関係人口の増加等**を図る。
- **農村インフラの機能確保**
 - ・**集落機能の低下が懸念される地域においても、農業生産に不可欠な農業水利施設等の維持管理**を図る。

第Ⅱ期「施策の評価」の進め方

1 施策の評価の進め方

- 多面的機能支払交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、第三者委員会において取組状況の点検や制度の効果等の検証を行い、施策に反映。
- 基本法検証・見直しの結果を踏まえた第三者委員会における検討結果を基に、令和6年度（6年目）に施策の評価を実施（1年後ろ倒し）。



2 施策の評価に向けた検討方向

- 中間評価(R4.10)での「今後の展開」について、施策の具体化を検討。
- 他方、基本法検証・見直しにおいて、人口減少下での本交付金の将来的な持続可能性についても論点のひとつとされているところ。
- また、みどりの食料システム戦略推進、気候変動対策など今日的な課題に対応する方策を検討する必要。

中間評価(R4.10) 「今後の展開」での記載	検討の方向(案)
①SDGsや地域貢献に関心の高い企業、大学等を本交付金の共同活動組織に呼び込むことによる農的関係人口の創出・拡大や関係深化	<ul style="list-style-type: none"> ・活動組織の広域化 ・事務の外部委託（土地改良区、JA等団体との連携） ・若者、女性等多様な主体の参画 ・地域外からの人の呼び込み ・教育機関との連携 ・生態系保全、環境保全型農業等の取組 <p style="text-align: right;">} (多面版SDGsローカル指標の活用)</p>
②農地集積が進んでいる地域における活動組織の広域化と若手非農業者を取り込んだ保全管理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・「田んぼダム」等地域防災の取組 <p>等の政策課題への対応をより一層加速する観点から、各地域の取組やノウハウの蓄積を活用し、横展開を図るため、先進事例とその中心人物、専門的な知識等を有する者等のリスト化や派遣への支援を強化</p>
③さらなる事務負担軽減のための制度の簡素化等を検討することが重要	<p>活動組織の事業計画策定及び市町村における事務負担軽減の観点から、加算措置の整理</p> <p style="text-align: right;">等</p>

1 施策の評価に向けたアンケート調査（速報値）について

○ 活動組織を対象としたアンケート調査により、実施状況報告書では把握できない、本交付金の施策の評価に際し、活動組織が行う共同活動の実態やニーズを全国レベルで把握する。

(1) アンケート調査対象

令和4年度に多面的機能交付金を活用した共同活動に取り込んでいた活動組織から無作為に抽出した、1,040組織本速報値では、うち1,004組織の回答を整理した。

(2) アンケート調査期間

令和5年5月上旬から6月末(約7週間)
調査票を市町村経由で配布回収
(回収率96%(R5.7.10現在))

(3) アンケート調査項目

大項目	中項目
1 地域内外との連携について	地域の共同活動への地域内からの参加者数について
	地域外からの人の呼び込みについて
	若者や女性の多様な参画について
	他活動組織との連携について
2 教育機関との連携について	
3 生態系保全、環境保全型農業に関する取組について	環境保全型農業の取組状況
	環境保全型農業直接支払交付金の対象状況
	活動組織での取組可能性について
4 地域防災の取組について	
5 多面の活動の推進や継続のための工夫について	
6 デジタル技術の活用について	
7 コロナ禍による行動制限について	

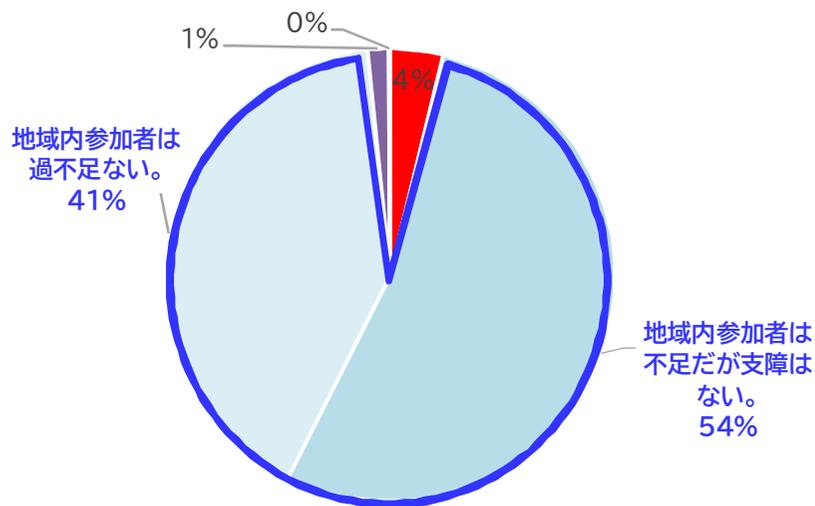
1 施策の評価に向けたアンケート調査（速報値）について

（1）地域外との連携①「地域の活動参加者の現状と将来」

- 活動への地域からの参加者について、現状では、「参加者不足による支障はない」と回答する組織が9割以上。
- 一方、将来（5～10年後）は、約半数の組織において、参加者不足に活動に支障をきたす見込み。

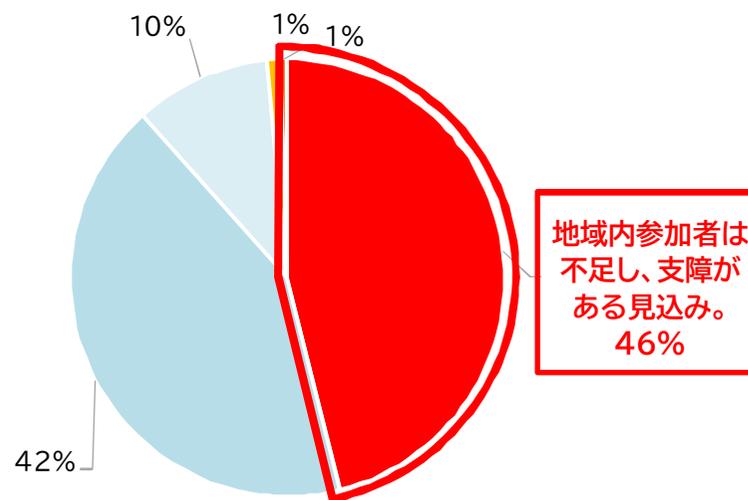
【地域の共同活動への地域内からの参加者数について】

● 活動への地域内からの参加者は、現在足りていますか。



- 地域内参加者は不足しており、支障がある。
- 地域内参加者は不足だが支障はない。
- 地域内参加者は過不足ない。
- 地域内参加者が想定より多いが、支障はない。
- 地域内参加者は想定より多く、支障がある。

● 活動への地域内からの参加者は、将来（5～10年後）足りると思いますか。



- 地域内参加者は不足し、支障がある見込み。
- 地域内参加者は不足するが、支障はない見込み。
- 地域内参加者は過不足ない見込み
- 地域内参加者が想定より多いが、支障はない見込み
- 地域内参加者は想定より多く、支障がある見込み

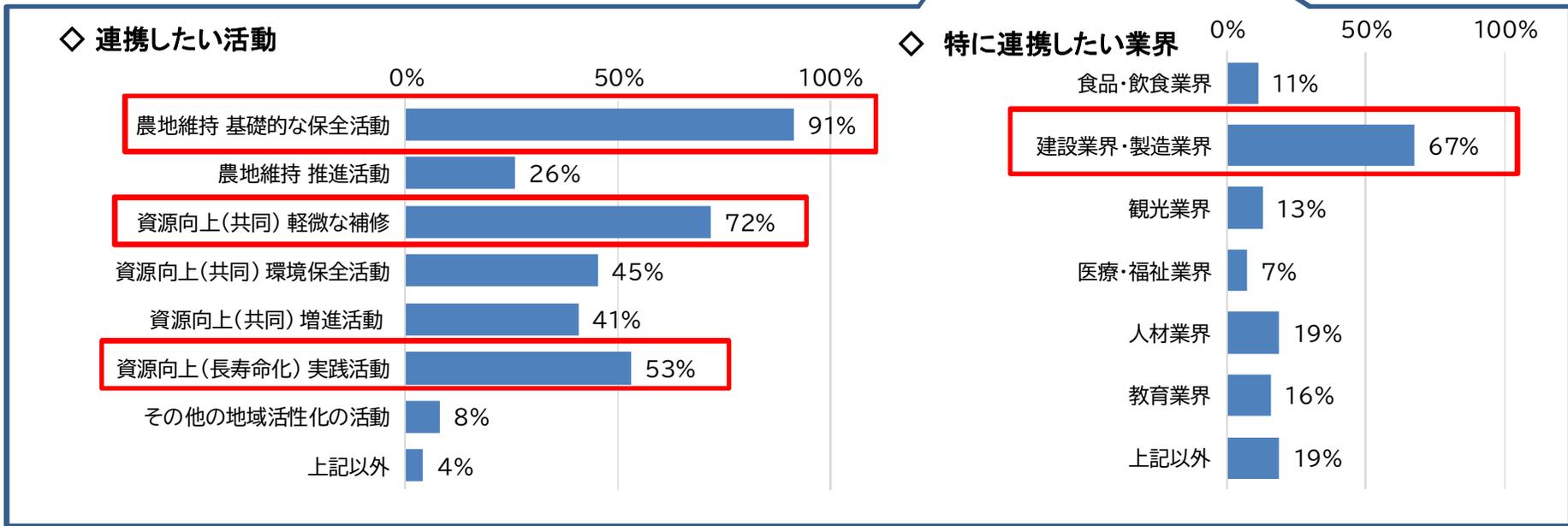
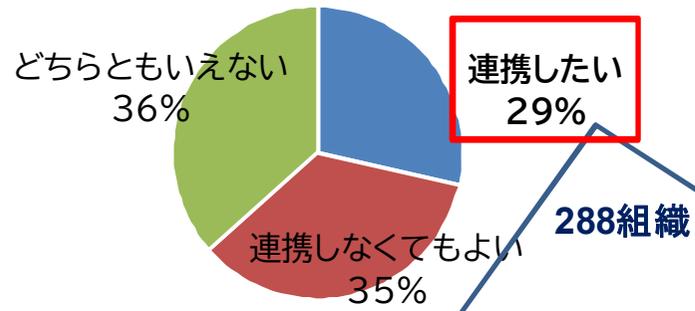
1 施策の評価に向けたアンケート調査（速報値）について

（1）地域外との連携②「地域外の民間企業・法人との連携」

- 地域外の民間企業・法人との連携について、約3割の組織が、地域資源の保全活動を継続するため、地域外からの人、特に民間企業や法人と「連携したい」と回答。
- 連携したい活動について、「農地維持活動 基礎的な保全活動」が最も多く、次いで「資源向上(共同)活動 軽微な補修」が多い。
- 特に連携したい業界は、「建設業界・製造業界」が、約7割で最も多い。

【地域外からの人の呼び込みについて】(民間企業・法人)

- 活動組織の構成員の高齢化や人手不足の中、地域共同による水路等の地域資源の保全活動を継続するため地域外からの人、特に民間企業や法人と連携したいと思いますか。またその理由は何ですか。(複数回答可)



資料：令和5年度農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室調べ

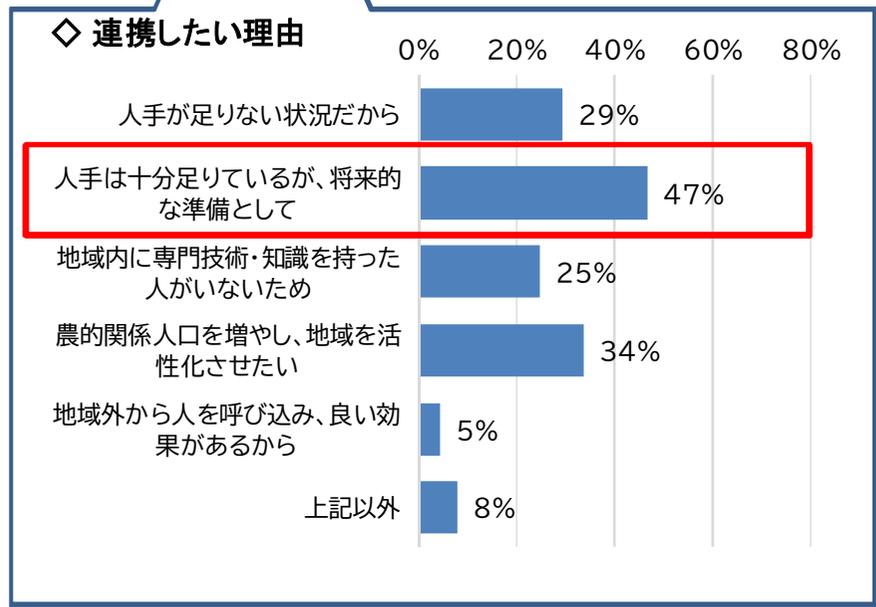
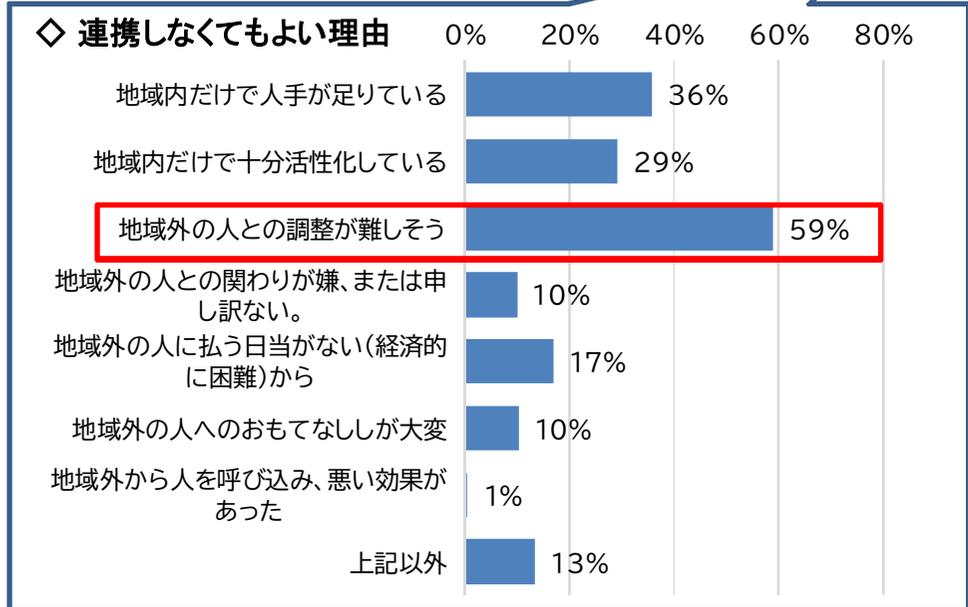
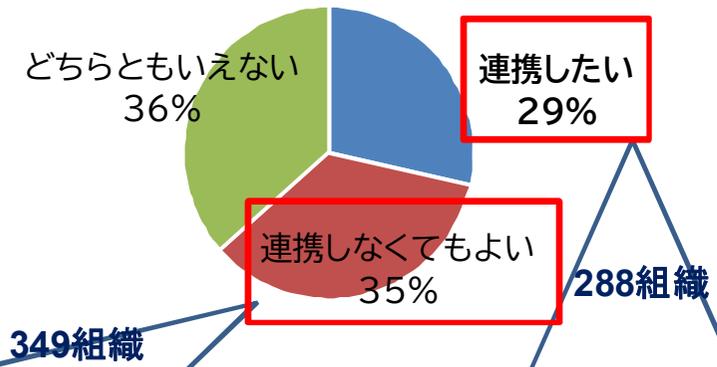
1 施策の評価に向けたアンケート調査（速報値）について

（1）地域外との連携②「地域外の民間企業・法人との連携」

○ 地域外の民間企業・法人と連携したい理由としては、約5割が、「人手は十分足りているが、将来的な準備として」と回答。一方、連携しなくてよい理由は、「地域外の人との調整が難しそう」という回答が、約6割。

【地域外からの人の呼び込みについて】（民間企業・法人）

- 活動組織の構成員の高齢化や人手不足の中、地域共同による水路等の地域資源の保全活動を継続するため地域外からの人、特に民間企業や法人と連携したいと思いますか。またその理由は何ですか。（複数回答可）



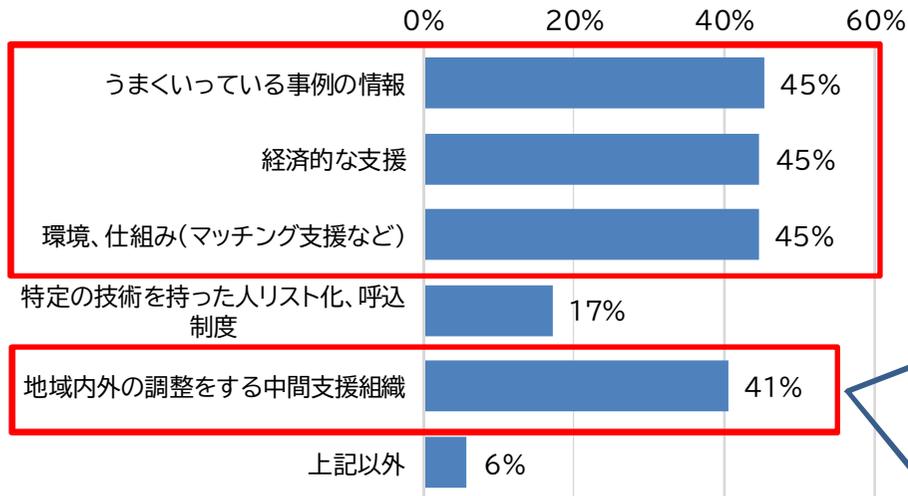
1 施策の評価に向けたアンケート調査（速報値）について

（1）地域外との連携③「個人を含む全般、中間支援組織」

- 地域外からの人を呼び込む場合に必要なこととしては、「うまくいっている事例の情報」「経済的な支援」「環境、仕組み(マッチング支援など)」「地域内外の調整をする中間支援組織」などの回答が多い。
- 地域内外の調整をする中間支援組織として適切なおところとしては、「市町村」との回答が約7割と最も多い。

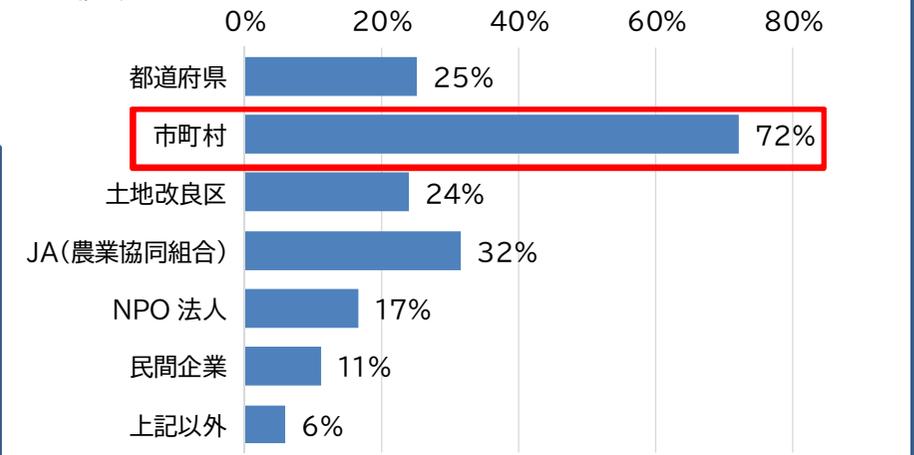
【地域外からの人の呼び込みについて】(個人含む全般的)

- 地域外からの人(民間企業や法人のほか、他の地域に住む農業者・非農業者を含め)を呼び込む場合に必要と思うことは何ですか。(複数回答可)



【地域外からの人の呼び込みについて】(中間支援組織)

- 中間支援組織として適当なおところはどこだと思いますか。(複数回答可)



資料：令和5年度農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室調べ

1 施策の評価に向けたアンケート調査（速報値）について

令和5年度第1回多面的機能交付金
第三者委員会資料

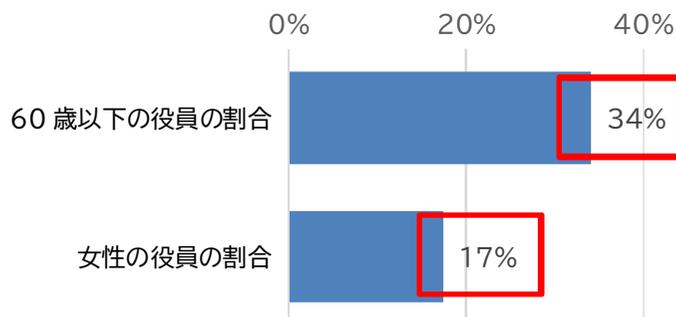
(2) 多様な参画、教育機関との連携①「役員の割合、役員の世代交代」

- 役員に占める60歳以下の役員の割合は、平均34%、女性の役員の割合は、平均17%。
- 代表や会計(事務局)の交代については、代表で約4割、会計(事務局)で約5割が、組織が設立されてからほぼ行われていない。
- 役員、事務局の世代交代を円滑に行うために必要なことについては、「60歳以下の現役世代からの役員参加」が約6割と最も多い。

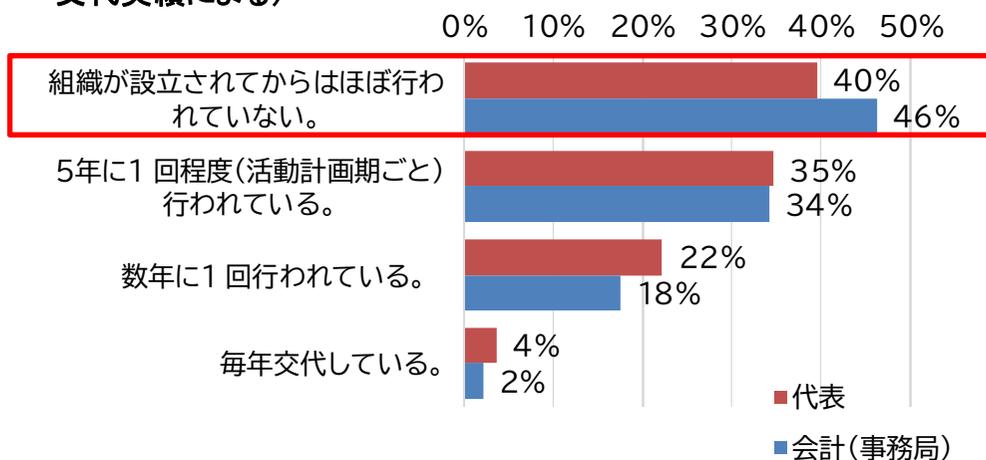
【若者や女性の多様な参画について】

● 貴活動組織の役員数、及びそのうち60歳以下の人数、また女性の人数を教えてください

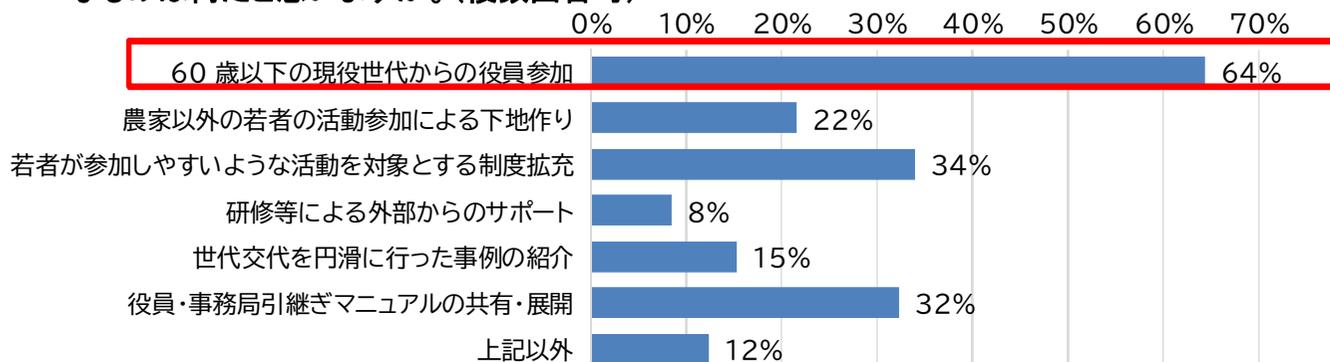
◇ 役員に占める割合(平均値)



● 貴活動組織の代表の交代は行われていますか。また会計(事務局)の交代は行われていますか。(※年数が一定でない場合は直近の交代実績による)



● 役員、事務局の世代交代を円滑に行うために必要なもの何だと思いますか。(複数回答可)

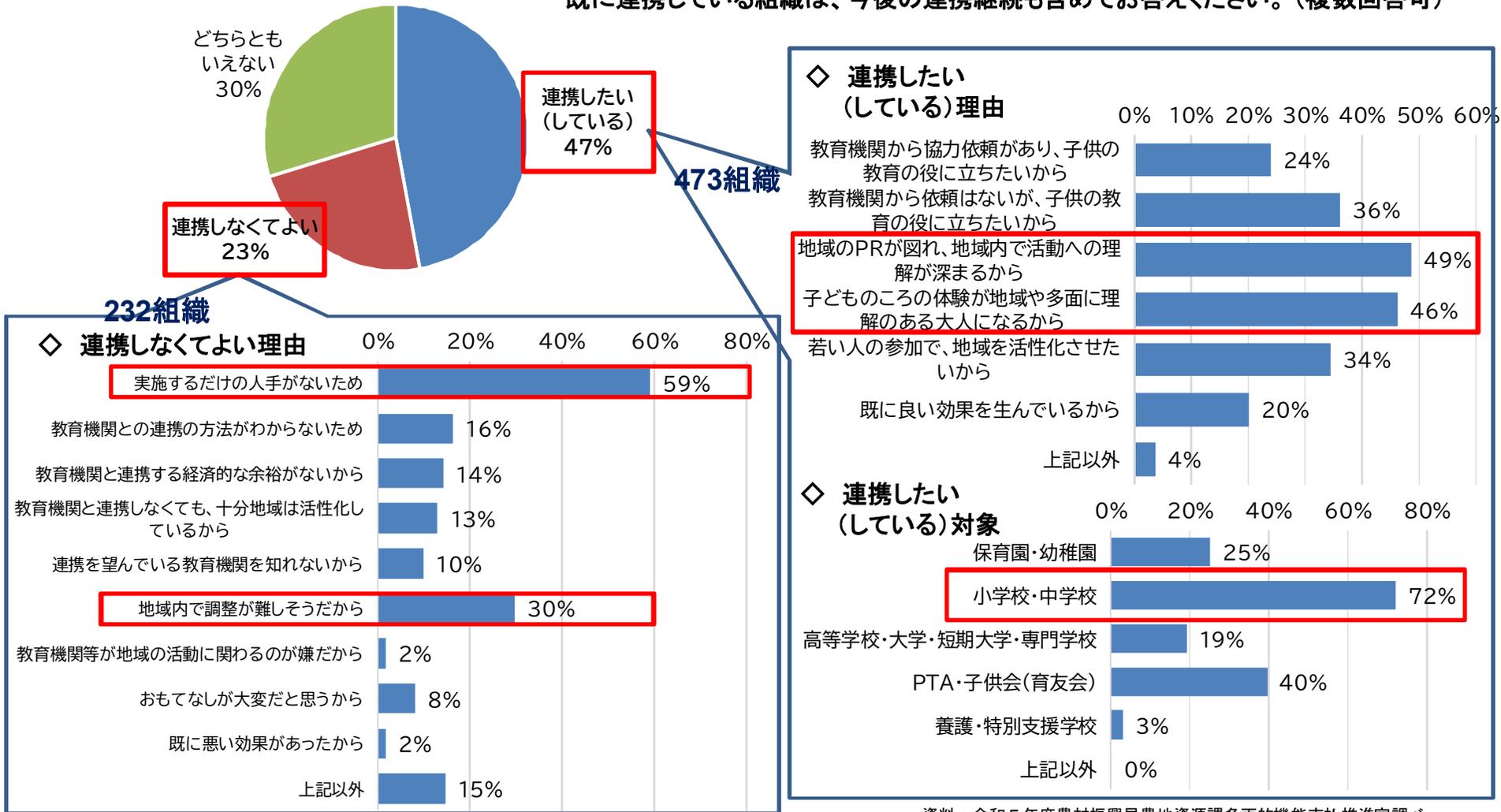


1 施策の評価に向けたアンケート調査（速報値）について

(2) 多様な参画、教育機関との連携②「教育機関との連携」

- 教育機関との連携について、約5割の組織が「連携したい」と回答。約2割の組織が「連携しなくてよい」と回答。
- 連携したい対象については、「小・中学校」が約7割で最も多い。連携したい理由としては、「地域のPRが図れ地域内で活動への理解が深まるから」が最も多く、次いで「子どもころの体験が地域や多面に理解のある大人になるから」が多い。
- 一方、連携しなくてよい理由は、「実施するだけの人手がないため」、が最も多く、次いで「地域内で調整が難しそう」が多い。

●教育機関(小・中学校、高校、大学、専門学校など)と連携して多面の活動を実施したいと思いますか。またその理由は何ですか。既に連携している組織は、今後の連携継続も含めてお答えください。(複数回答可)



資料：令和5年度農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室調べ

1 施策の評価に向けたアンケート調査（速報値）について まとめ

① 外部との連携について

人手不足、高齢化が進行する中、民間企業・教育機関や他の活動組織との連携が望まれるが、連携に係る調整に課題。

調整役となる中間支援組織として市町村等への期待が大きい。

② 多様な参画、活動の継続について

役員をはじめとした組織内での世代交代が課題であり、世代交代を意識した役員構成や活動の実施が重要。

③ 各種取組みの推進について

生態系保全、地域防災等の取組推進には、活用事例の情報提供等が重要。

④ コロナ禍における活動の変化について

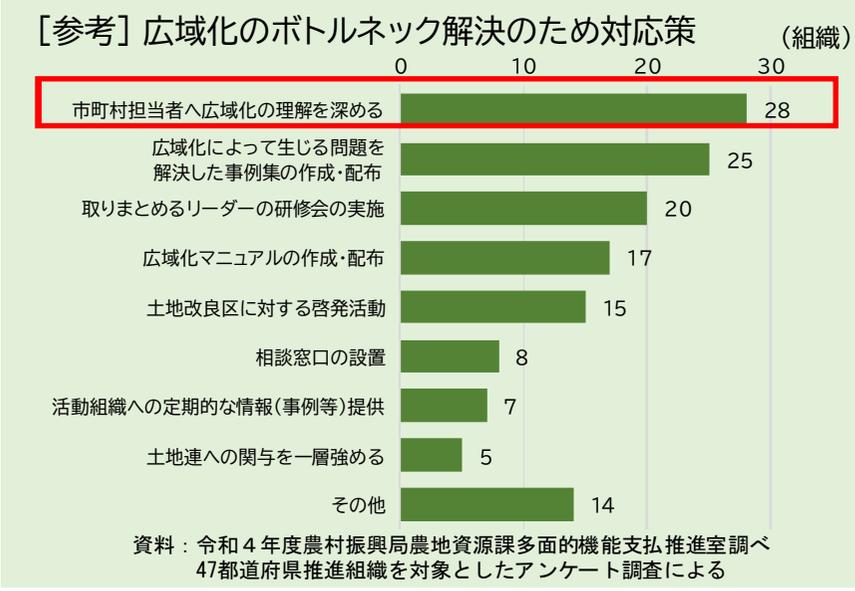
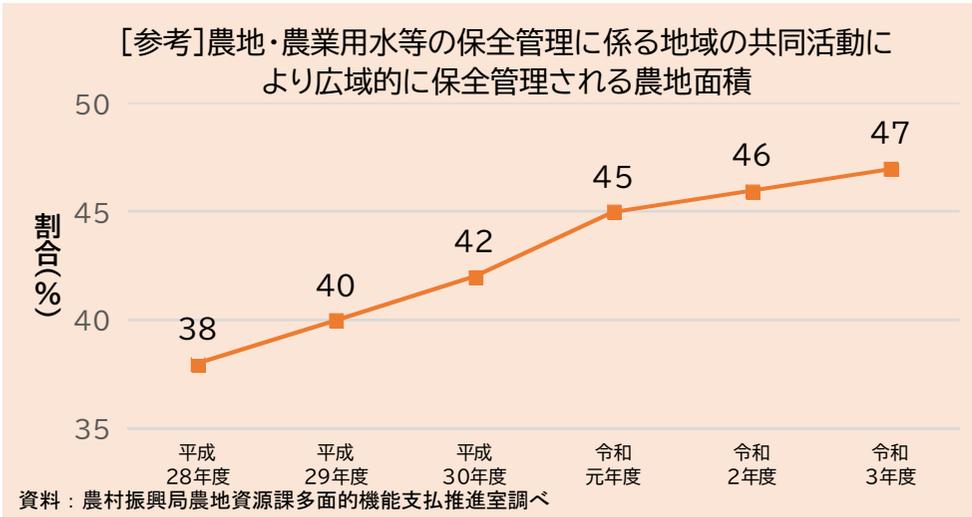
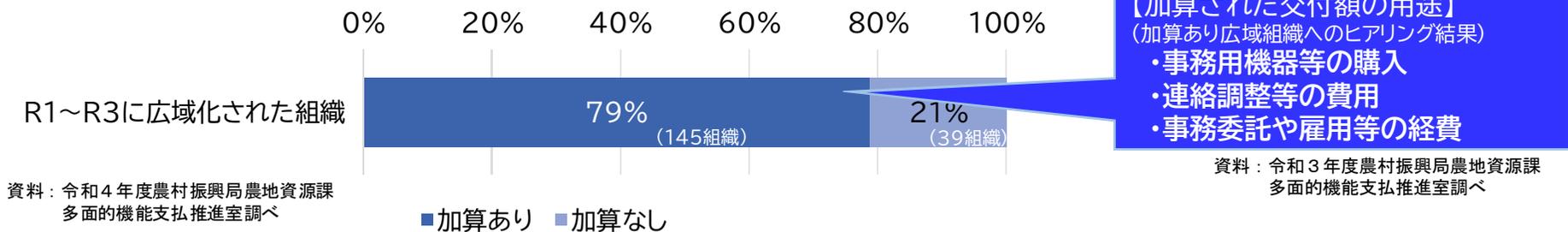
共同活動への影響は限定的。集会等は、リモート、書面開催といった方法が浸透。

2 加算措置の効果等について

(3) 活動の広域化・体制強化への支援

- 活動組織の広域化・体制強化への支援として、広域活動組織の設立、または、活動組織の特定非営利活動法人化(以下「組織の広域化・体制強化」という。)を行う場合、組織の広域化・体制強化を図った際に交付金を一括で交付する形から、当該活動期間中(最長5年間)毎年度交付する形へと令和元年度に加算措置を拡充。
- 令和元年から令和3年度までに広域化された184組織のうち79%は加算措置に取り組んでおり、加算措置に取り組んでいない組織の割合を上回っていることから、加算措置により広域化が一定程度促進されていると評価。
- 広域化のボトルネック解決のための対応策としては、「市町村担当者へ広域化の理解を深める」が最も多い。

令和元年度以降に広域化または設立された広域活動組織の加算措置取組状況



日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和6年度予算概算要求額 48,753 (48,652) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050(47,050)百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

2. 多面的機能支払推進交付金 1,535(1,602)百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による多面的機能支払交付金の推進を支援します。

3. 多面的機能支払伴走支援事業 168(一)百万円

活動組織の体制強化や多様な人材の参画促進に向けて、都道府県、市町村等が行う活動組織への専門家の派遣、外部団体とのマッチング等に対して支援します。

<事業イメージ>

農地維持支払

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外来種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【交付単価】 (円/10a)

	都道府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払(共同)※1	③資源向上支払(長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払(共同)※1	③資源向上支払(長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

【加算措置】

(円/10a)

項目	内容	都道府県		北海道	
		田	畑	田	畑
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	400	240	320	80
水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進	資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	400		320	

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

多面的機能支払交付金の
事業実施機関の終了を迎える組織における
対応

1 多面的機能支払交付金の事業実施期間の終了を迎える組織における対応

1 事業実施期間の終了を迎える組織は、
新たに事業計画の認定が必要になります！！

重要!

注目!!

👉 活動を継続する場合、
事業計画をつくる必要はあるの？

- 継続して活動に取り組む組織にあっては、新規組織と同様に法律に基づく事業計画を作成して新たに市町村の認定を受けてください。

簡単!

👉 事業計画をつくるのは大変なの？

- 事業計画書の「ひな形」に必要事項を記載し、活動計画書等を添付すればOKです。
- 次期活動に向け組織で合意した新たな活動計画書、規約、参加同意書等を添付します。
- 中山間地域等直接支払や環境保全型農業直接支払も、この「ひな形」へ一緒に書き込めば事業計画が出来ます。

👉 どのような手続きが必要なの？

早めに準備を!!

- 簡単な手続きで、事業計画の認定が受けられます。



「ひな形」で計画づくり

総会など

組織内の合意

提出

市町村

認定

組織へ通知

早期の事業計画認定のため、できるだけ、実施期間終了年度の3月中に事業計画をつくりましょう。

1 多面的機能支払交付金の事業実施期間の終了を迎える組織における対応

2 事業実施期間の終了を迎える組織で、 事業の継続が決まっていない組織の方へ

重要!



👉 事業の継続について、どう決めるか？

- まずは、活動組織内で十分に話し合ってください。
- わからないところや不安を感じる場所については、積極的に市町村や推進組織（推進協議会）にご相談ください。

**○ 事業の継続を断念したいという声がある場合は、
一度必ず、市町村や推進組織(推進協議会)にご相談ください。**

注意

👉 事業の継続についての話し合いでのポイントは？



- これまでの5年間、事業を実施したことで、できるようになったこと、地域で起きた変化(活気、将来的な見通し)を振り返ってみることも大切です。
- 多面的機能支払交付金でできること(災害復旧時の迅速な対応、SDGsの目標達成への貢献など社会的な意義など)にも今一度確認をしてみてください。
- 事業の継続で、事務の負担や役員・活動参加者の不足などで大変なところもありますが、期待される効果、生まれている良い影響にも目を向けていただきたい。
- 市町村や推進組織（推進協議会）に相談していただければ、同じ課題をもつ活動組織が工夫している事例などを紹介してもらい、参考するということも可能です。
- 事業実施における負担の軽減や課題の解決につながるような制度改善を検討し続けているところ。



多面的機能支払交付金活動と
持続可能な開発目標（SDGs）
との関わりについて

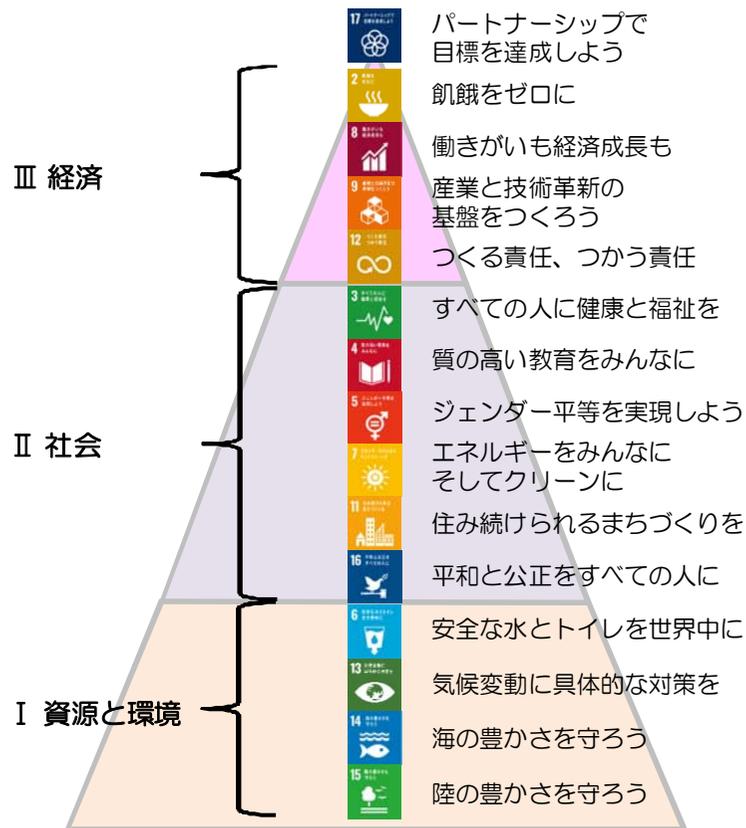
1 多面的機能支払交付金活動と持続可能な開発目標（SDGs）との関わりについて

○ SDGsは、17の目標と169のターゲットから構成される持続可能な世界を目指す国際目標である。一方、本交付金は、農用地の保全に資する各種の取組が、地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たすものである。

⇒ SDGsと本交付金の活動目標は、**持続可能な社会を目指す点において共通**しており、**親和性が 高いもの**と考えられる。

○ 確認すると、SDGsの17の目標のうち、**15の目標達成に本交付金活動**が貢献している。

<SDGs概念モデル(案)>



<多面版SDGsローカル指標15の目標>

17	地域協働の力により目標を達成する。
2	持続可能な農業生産を支える。
8	地域における所得向上や雇用の確保を図る。
9	災害に強いインフラづくりとそのための技術の開発に貢献する。
12	持続可能な生産・消費を進める。
3	やすらぎや福祉の機会を提供する。
4	地域内外の人に質が高い教育、生涯学習の機会を提供する。
5	女性の参画により、地域や活動組織の取り組みの可能性を広げる。
7	持続可能なエネルギーの利用を推進する。
11	住み続けられる地域をつくる。
16	多様な主体の参画による地域づくりを促進する。
6	地域における水質を保全する。
13	気候変動及びその影響を軽減するための対策を実践する。
14	海洋・海洋資源を保全する。
15	地域における生物多様性を保全する。

1 多面的機能支払交付金活動と持続可能な開発目標（SDGs）との関わりについて

○ 多面版SDGsローカル指標（以下、ローカル指標）

SDGsの目標・ターゲットの達成に貢献する多面的機能支払交付金の活動内容を整理した指標
 ⇒ 実績報告から定量的にSDGsへの貢献度を簡易に把握

○ 多面的機能支払SDGsアイディアシート（以下、アイディアシート）

活動組織が簡単にSDGsへの貢献度をチェックし、活動の振り返りができるチェックシート
 ⇒ 地域住民の共同活動がSDGsに貢献していることを認識、活動の再点検として有効

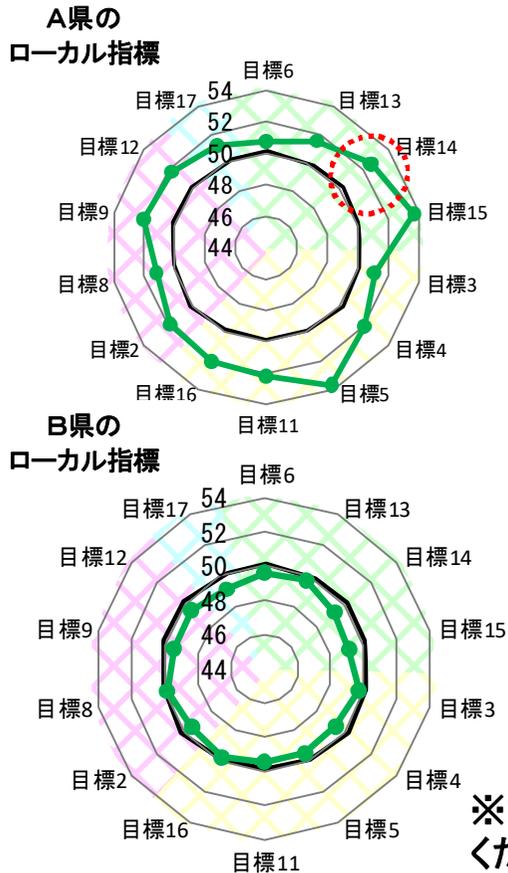


図 アイディアシート(一部抜粋)

多面的機能支払 SDGsアイディアシート(案)
 SDGs達成に貢献する活動の実施状況を確認してみよう

①実施している取り組みにチェックをつけてください

I 資源と環境(地域資源と農村環境の保全等への貢献)

【目標6】地域における水質を保全する。

6.3 水質保全、ゴミ等の廃棄防止、水の循環利用を増やすなどの取組によって、水質を改善する。

河川からの生物多様性回復に取り組んでいる(水質保全)※

水質保全等を考慮した施設の適宜管理、管理かんがいの実施等に取り組んでいる(水質保全)※

施設等の定期的な巡回清掃・清掃に取り組んでいる(景観形成・生活環境保全)※

本交付金と合わせて環境保全型農業直接支払交付金に取り組んでいる

下記の活動に取り組んでいる(チェックを付けたら、活動内容欄に具体的な活動内容を記載してください)

活動内容:

【目標13】気候変動及びその影響を軽減するための対策を実施する。

13.1 災害に対する強靱性、対応力を強化する。

排水路等の草刈りや定上げ、点検等により異常気象時等の被害軽減に取り組んでいる(農地維持)

異常気象後の見回りや応急措置により、異常気象時等の被害軽減に取り組んでいる(農地維持)

水田の野鳥機能向上活動に取り組んでいる(水田野鳥機能増進)※

地域住民による農業施設に取り組んでいる(増進活動)※

下記の活動に取り組んでいる

活動内容:

13.2 災害時における応急体制の整備、水田やため池の排水野鳥機能の活用などによる防災・減災のための啓発・普及を図る。

防災・減災力の強化に取り組んでいる(増進活動)※

地域における水田を利用した水田野鳥機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間の情報交換会の実施等により、連携を図っている(啓発・普及活動)

下記の活動に取り組んでいる

活動内容:

【目標14】海洋・海洋資源を保全する。

14.1 海洋ゴミや富栄養化などによる海洋の汚染を防ぐ。

水質保全活動により、海洋ゴミや海の汚染の減少に取り組んでいる(水質保全)※

施設等の定期的な巡回清掃・清掃により、海洋ゴミや海の汚染の減少に取り組んでいる(景観形成・生活環境保全)※

水産資源の保全により、水質浄化や海の環境保全に取り組んでいる(水田野鳥機能増進・地下水かん養)

下記の活動に取り組んでいる

活動内容:

【目標15】地域における生物多様性を保全する。

15.5 生物多様性保全のための取組を行う。

生態系保全活動に取り組んでいる(生態系保全)※

下記の活動に取り組んでいる

活動内容:

15.8 外来種の侵入を防止するとともに、外来種を駆除する取組を行う。

外来種の駆除に取り組んでいる(生態系保全)※

生物の生息状況の把握により、外来種の侵入を防止している(生態系保全)

下記の活動に取り組んでいる

活動内容:

地域協働力

【目標17】地域協働の力により目標を達成する。

17.8 国、地方公共団体、関係団体等が連携し、技術や情報の共有化を推進する。

都道府県、市町村や推進組織への情報提供、情報共有等を積極的にしている

活動内容:

17.17 国、地方公共団体、関係団体、活動組織の連携体制を強化する。

都道府県、市町村や推進組織との連携を積極的にしている

活動組織の拡大・拡大により組織体制を強化している※

土地改良区と連携して活動を行っている(土地改良区が活動組織の構成員である)※

他の活動組織や団体と連携した活動を行っている

下記の活動に取り組んでいる

活動内容:

②活動組織のSDGs達成に向けた活動の実施状況を確認してみよう。

SDGs達成に貢献する活動の実施状況(チェックのついた活動数)

SDGsの達成へ貢献	I 資源と環境				II 社会				III 経済				地域協働力		
	目標6	目標10	目標14	目標15	目標3	目標4	目標5	目標7	目標11	目標16	目標2	目標8		目標12	目標17
	2	4	0	2	0	1	2	1	3	1	2	0	1	3	2
	6				7				6				2		

③SDGsと活動組織の活動の関係について気づいたことをメモしてみてください。

④SDGsの達成への貢献について、あなたの活動組織のPRポイントを教えてください。

⑤今後の活動計画とSDGsについて記載してみよう。

チェックすると自動で集計される

※本研修の資料として配布しているアイディアシートを活用し各組織のSDGs貢献度を調べてみてください。調べた結果やそれに対する連携企業や学校からの反応などをぜひお知らせください。

1 多面的機能支払交付金活動と持続可能な開発目標（SDGs）との関わりについて

（参考） ローカル指標、アイデアシートの活用例イメージ

【活動組織】

① アイデアシート等を活用し、SDGsに係る情報を発信



農地周りの草刈り



生物の生息状況の把握

多面的機能支払 SDGsアイデアシート(案)

SDGs達成に貢献する多面的機能支払活動を促進してまいります

①実施したい取組の種別にチェックをつけてください

②実施の地域(地域資源と農村地域の保全等への貢献)

1. 食料・農業・農村政策の推進	2. 気候変動の緩和	3. 気候変動の適応	4. 質の高い雇用と経済的成長の促進	5. 産業・イノベーションの促進	6. 持続可能な消費と生産	7. エネルギーの持続可能な開発	8. 持続可能な都市とコミュニティの発展	9. 産業・イノベーションの促進	10. 社会的不平等の削減	11. 持続可能な都市とコミュニティの発展	12. 持続可能な消費と生産	13. 気候変動の緩和	14. 海洋資源の持続可能な開発	15. 陸域生態系の持続可能な開発	16. 平和と公正な社会の構築	17. パートナーシップの推進
------------------	------------	------------	--------------------	------------------	---------------	------------------	----------------------	------------------	---------------	-----------------------	----------------	-------------	------------------	-------------------	-----------------	-----------------

③実施の地域(地域資源と農村地域の保全等への貢献)

④実施の地域(地域資源と農村地域の保全等への貢献)

② 企業等への活動参加の呼びかけ



③ SDGs連携により共同活動

【SDGs貢献したい人・団体：企業、大学生、NPO等】

① SDGsに貢献する活動をしている組織を探す



農地周りの草刈り

生物の生息状況の把握



② 活動組織へのアプローチ



多面的機能支払メールマガジン 農村ふるさと保全通信

多面的機能支払の先進活動組織やリーダーの紹介、制度情報など、活動組織等の皆様にとって有益となる情報を配信しています。

【配信申し込み】

配信を希望される方は、農林水産省が発行しているメールマガジンの新規配信登録の入力フォームからご登録ください。

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>

【農村ふるさと保全通信への投稿】

皆様の活動組織の紹介など、メールマガジンの原稿を随時、受付しています。

以下のアドレスにお送りください。

tamen_ml@maff.go.jp

バックナンバーは
QRコードからご覧
いただけます



ご登録を
お願いします！



Facebookもチェック



農村振興局Facebookでは農業・農村振興施策や地域の取組などを写真や動画とともにお届けしています！

<https://www.facebook.com/nouson.maff/>



いいね！
してね！



YouTubeにて予告編公開中！

田んぼの持つ大切な役割や魅力について子供たちが楽しく学べる動画を作成！
農業学習の導入や、田植え体験の事前学習、
家庭学習教材などにぜひご活用ください！

https://www.youtube.com/watch?v=CVyRjZ9o_gs&t=219s



見てね！

